

ショートステイ「松峰園」
指定（介護予防）短期入所生活介護事業所 運営規程

（目 的）

第 1 条 株式会社松峰園が運営する指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所 ショートステイ「松峰園」（以下、「事業所」という）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という）の事業の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、事業所で指定短期入所生活介護等の提供に当たる従業者（以下「従業者」という）が、利用者に対し、適正な居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（令和 6 年秋田県条例第 21 号）及び「秋田県指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（令和 6 年秋田県条例第 22 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 ショートステイ「松峰園」
- 二 所在地 秋田県能代市字鳥小屋 3 3 番地 2

(利用定員)

第4条 利用定員は24名とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名(常勤・他業務兼務)

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

二 従業者

生活相談員 1名以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険事業所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

介護職員 8名以上

利用者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等を行う。

看護職員 1名以上

医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、事業所の衛生管理等を行う。

嘱託医師 1名(非常勤)

機能訓練指導員 1名以上

利用者が、心身の状況に応じて日常生活を営むために必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

栄養士 1名

利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行う。

三 前項に定めるもののほか、事業所の運営上、必要な従業者を置くものとする。

従業者は、指定短期入所生活介護等の提供にあたる。

(内容及び手続きの説明及び同意等)

第6条 指定短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所(以下、「事業所」という)は、指定短期入所生活介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

2 事業所は、正当な理由なく指定短期入所生活介護等の提供を拒んではない。

3 事業所は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護等を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第7条 事業所は、当該指定短期入所生活介護等の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無 及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

- 2 事業所は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護等を提供するように努めるものとする。

（要介護認定等の申請に係る援助）

第8条 事業所は、要介護認定を受けていない利用申込者に対しては要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 事業所は、要介護認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

（心身の状況等の把握）

第9条 事業所は、指定短期入所生活介護等の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

（指定短期入所生活介護等の開始及び終了）

第10条 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、指定短期入所生活介護等を提供するものとする。

- 2 事業所は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護等の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

（サービスの提供の記録）

第11条 事業所は、指定短期入所生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供するものとする。

（指定（介護予防）短期入所生活介護の取扱方針）

第12条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

- 2 指定短期入所生活介護等は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する（介護予防）短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 従業者は、指定短期入所生活介護等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 事業所は、指定短期入所生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者が生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利

用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 6 事業所は、自らその提供する指定短期入所生活介護等の質の評価を行い、常にあるものの改善を図るものとする。

（（介護予防）短期入所生活介護計画）

第13条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護等の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）短期入所生活介護計画を作成するものとする。

- 2 （介護予防）短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

- 3 管理者は、（介護予防）短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。

- 4 管理者は、（介護予防）短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

（介護）

第14条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

- 一 1週間に2回以上、適切な方法による入浴の機会の提供（状況に応じて清拭の場合もある）
- 二 排泄の自立についての必要な支援
- 三 おむつを使用せざるを得ない利用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
- 四 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

（食事の提供）

第15条 事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

- 2 事業所は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

（機能訓練）

第16条 事業所は、利用者の心身状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

（健康管理）

第17条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

- 2 従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

（相談及び援助）

第18条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把

握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（その他のサービスの提供）

第19条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

（利用料等の受領）

第20条 指定短期入所生活介護等の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に定める額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 滞在に要する費用

三 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用

五 理美容代

六 その他指定短期入所生活介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

3 前項第六号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。

4 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書により説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 事業所は、法定代理サービスに該当しない指定短期入所生活介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護等の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第21条 前条第2項第四号に規定する通常の送迎の実施地域は、能代市・山本郡全域の区域とする。

（非常災害対策）

第22条 事業所は、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等）を立てておくとともに、非常災害に備えるため、防火管理者を定め定期的に避難、救出その他必要な訓練（年2回・夜間想定含）を行うものとする。また、協力医療機関等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（利用者に関する市町村への通知）

第23条 事業所は、指定短期入所生活介護等を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに指定短期入所生活介護等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護。要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（勤務体制の確保等）

第24条 事業所は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護等を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 事業所は、指定（介護予防）短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護等を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 事業所は全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。
 - 一 採用時研修 採用後1月以内
 - 二 継続研修 年1回

（衛生管理等）

第25条 事業所は、利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 指定（介護予防）短期入所生活介護事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
 - 一 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
（委員会の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）
 - 二 事業所における感染症の予防及びまん延のための指針を整備する。
 - 三 従業員に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（掲示等）

第26条 事業所は、指定（介護予防）短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示または、備え付けの書面（紙ファイル等）、電磁的記録により閲覧できるものとする。

- 2 掲示等に加え、ウェブサイト（情報公表システム上または法人のホームページ等）

に掲載・公表するものとする。（令和７年度までに実施）

（秘密の保持等）

第２７条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者に対する秘密の保持に関する措置については、別に定める。

２ 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

（苦情等への対応）

第２８条 事業所は、提供した指定短期入所生活介護等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

２ 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

３ 事業所は、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

（地域等との連携・協力医療機関等）

第２９条 指定短期入所生活介護等の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

２ 事業所は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めるものとする。

３ 事業所は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

（事故発生時の対応および緊急時等における対応）

第３０条 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

２ 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

３ 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

４ 事業所は指定短期入所生活介護等の提供を行っている時に、利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

（記録の整備）

第３１条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

２ 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

一 （介護予防）短期入所生活介護計画

二 第１１条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第１２条第５項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身

の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第21条に規定する市町村への通知に係る記録

五 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

六 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(虐待防止に関する事項)

第32条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
- 二 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第33条 事業所のサービス提供にあたっては、利用者に身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命を保護するため、緊急やむを得ないと判断した場合は、その様態及び時間、その際の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催し、報告された事例及び分析結果を従業員に周知徹底を図るものとする。（3月に1回以上開催）
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(年2回以上)

(業務継続計画の策定)

第34条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント防止に関する事項)

第 35 条 事業所は、適切な指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 36 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社松峰園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 15 日から施行する。
この規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 3 月 2 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 元年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 10 月 8 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 3 月 30 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 20 条関係）

【 食費・滞在費の費用 】

料金の種類	金 額
一 食事の提供に要する費用	朝食 3 6 0 円／食
	昼食 6 0 0 円／食
	夕食 5 4 0 円／食
二 滞在に要する費用	従来型個室 1 , 2 7 0 円／日
	多床室 9 4 5 円／日

『介護保険負担限度額認定証』をお持ちのかたは認定証の記載の金額

【 その他の費用 】

料金の種類	金 額
電 気 代	3 0 円／日 （2 台目以降、2 0 円／日） 居室におけるテレビ・冷蔵庫などの使用。
特別な食事の費用	実 費 （利用者のご希望によります）
通常の事業地域を越えて 行う送迎サービス	実 費 （高速料金）
理 美 容 代	2 , 0 0 0 円～／回 （＊理美容業者に直接支払です（税込み））